

≪ 指定訪問看護 ≫

≪ 指定介護予防訪問看護 ≫



ハートブリッジ

訪問看護ステーション

- ・ 利用契約書
- ・ 重要事項説明書



指定訪問看護（訪問看護サービス）利用契約書

◆第 8 版◆

令和7年12月1日改定

_____（以下「契約者」という）と 株式会社エルクラフト ハートブリッジ訪問看護ステーション（以下「事業者」という）は、
_____（以下「利用者」という）事業者から提供される訪問看護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

- 1 事業者は介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条および第5条に定める訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する訪問看護サービスの内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問看護計画」という。）は、別紙「重要事項説明書」および「サービス内容説明書」に定めるとおりとします。

第 2 条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とします。
但し、契約期間満了の3日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6か月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約更新されたものとし、以後も同様とします。

第 3 条（訪問看護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者が選任した介護支援専門員が発行する居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、利用者の主治医の指示に基づき、居宅サービス計画に沿って利用者の訪問看護計画を作成し、利用者へ提出するものとし、
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合、要介護認定が必要な場合において、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとし、
- 3 事業者は、利用者の主治医の指示のもと、訪問看護計画について、契約者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとし、
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査・評価し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者の主治医の指示のもと、利用者・契約者と協議して、訪問看護計画を変更し、利用者へ提出するものとし、
- 5 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、利用者の主治医と契約者に対し、その内容を確認するものとし、

第 4 条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者の主治医の指示に従い、在宅で介護保険を利用されている方や、疾病・障害のため家庭で寝たきり状態にある方を対象に、より快適な療養生活が継続できるよう支援することを目的として、看護婦が定期的に訪問し、適切な訪問看護サービスを提供するものとし、

- 第 5条（介護保険給付対象外のサービス）
- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、医療保険給付対象者等に対する訪問看護サービスと、介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスを提供するものとします。
 - 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
 - 3 事業者は、第1項および第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。
- 第 6条（利用者等への説明）
- 1 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
 - 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明および報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。
- 第 7条（サービス従事者の交替等）
- 1 本契約において「サービス従事者」とは保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等、事業者が訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
 - 2 契約者は、選任されたサービス従事者の交替を希望する場合には、当該サービス従事者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してサービス従事者交替を申し出ることができます。
 - 3 事業者は、サービス従事者の交替により、契約者および利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- 第 8条（サービスの実施）
- 1 契約者および利用者は第4条および第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
 - 2 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令は、利用者の主治医の指示のもと、事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって契約者および利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
 - 3 契約者は、訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供することとします。
- 第 9条（運営規程の遵守）
- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対し、本契約に基づくサービスを提供するものとします。
 - 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
 - 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第10条（サービス利用料金の支払い）
- 1 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、ただし一定以上所得がある場合、自己負担額が記載金額の倍額となります）を事業者を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦全額支払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

- 2 第5条第1項および第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前2項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域での居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する支払方法に従い支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用者の利用実績に基づいて計算した金額を支払うものとします。

第11条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の利用料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の社会的事由等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第12条（サービス内容の変更）

- 1 事業者は、サービス利用当日、利用者の社会的事由等で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第13条（利用料金の変更）

- 1 第10条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第10条第2項に定めるサービス利用料金については、医療保険給付費体系の変更があった場合、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第14条（事業者およびサービス従事者の義務）

- 1 事業者およびサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、サービス従事者により介護者等の体調・健康状態からみて、利用者への訪問看護サービスが必要と評価した場合には、利用者または契約者からの聴取・確認のうえで訪問看護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、利用者が療養する生活環境下において、主治医の指示の下、看護師の専門的判断・評価に基づき、利用者が、心身の虐待・介護放棄等を受けたと評価された場合、或いは介護者の介護行為が、その過失等において、利用者の生命が危険にさらされる可能性があるとして評価された場合は、利用者の生命救済目的として、主治医或いは行政機関及び介護者以外の家族に対して適切な情報提供を行うこととし、その対応の指示を仰ぎ、利用者の生命救済に努めるものとします。

- 5 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第15条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者および契約者等に関する事項を第14条等の正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者に療養上、協力を求める必要性がある場合には、居宅支援事業者を始めとするサービス協力機関等に、利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 前3項にかかわらず、学習活動等、正当な理由がある場合は、守秘義務の遵守に最大限努めるにもかかわらず、その個人情報やむを得ず開示されるものと判断できる場合に限り、その情報が用いられる者の事前の同意を文書で得たうえで、利用者および契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第16条（サービス従事者の禁止行為）

サービス従事者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 主治医の指示なしに行なう医療行為
- 二 利用者もしくは契約者等からの金銭または物品の授受
- 三 契約者等に対する訪問看護サービスの提供
- 四 利用者もしくは契約者等の、社会保障のない車輛の同乗或いは搬送
- 五 飲酒および利用者もしくは契約者等の同意なしに行う喫煙
- 六 利用者もしくは契約者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 七 その他利用者もしくは契約者等に行う迷惑行為

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第17条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者または利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第15条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者または利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第18条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して賠償が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 第14条4項及び第19条1項に該当する行為が認められ、なおかつ主治医や事業者およびサービス従事者、行政機関等の指示・依頼に対して故意にこれを行わず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して賠償が発生した場合
- 四 契約者および利用者が、事業者およびサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

- 五 契約者あるいは利用者の社会的事由や急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

第19条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震等の天災その他、以下の事由において、自己の責に帰すべからざる事由により訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 一 利用者或いは契約者が、事業者或いはサービス従事者に対してサービス提供の拒否を認めた場合
 - 二 事業者或いはサービス従事者がサービスを提供するにあたり、利用者或いは契約者の飲酒や薬物乱用等に関連した、心身の喪失状態や暴力行為或いは威圧的行為等の妨害行為を認めた場合
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第10条第5項の規定を準用します。

第五章 契約の終了

第20条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 四 第21条から第23号に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第21条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一 第9条第3項および第13条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院或いは無期限の施設入所をした場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第22条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が、第19条1項等の正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第15条等の正当な理由なく、第15条1項に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者および利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第23条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者または利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第10条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者または利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または第18条及び第19条1項第一号から第二号に該当する等の著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第24条（精算）

第20条第1項第一号から第四号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第六章 その他

第25条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に、心身の異常その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、または契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第26条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者または利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第27条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

当事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、契約者および利用者に対して重要事項およびサービス内容を説明しました。この契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 住所 山口県防府市植松 234-11
事業者名 株式会社エルクラフト
ハートブリッジ訪問看護ステーション
代表取締役 永島浩太郎 印

契約者および利用者は、この契約書に同意し、これに基づく訪問看護サービスについて「重要事項説明書」および「サービス内容説明書」によって説明を受けたことを確認し、利用を申込みます。また、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報が用いられることに同意いたします。

契約者 住所
氏名 印
(続柄 :)

利用者 住所
氏名 印

重要事項説明書（訪問看護サービス）◆第29版◆

令和7年8月1日改定

ご利用者に対する訪問看護サービス提供にあたり、事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

会社名	株式会社エルクラフト
主たる事務所の所在地	山口県防府市植松 234-11
電話番号	0835-28-7155
代表者氏名	代表取締役 永島浩太郎
設立年月	平成 23年 11月

2. ご利用事業所

事業の種類	指定訪問看護事業所
事業の目的	指定訪問看護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、医師の指示のもと、看護師が定期的にご利用者の居宅に訪問し、ご利用者の意志および人格を尊重した適切な訪問看護サービスを提供します。
事業所の名称	ハートブリッジ訪問看護ステーション
事業所の所在地	山口県防府市植松 234-11
電話番号	0835-28-1227
ファクシミリ番号	0835-28-1144
管理者氏名	三原 清司
事業所の運営方針等	<p>「医療と地域の橋渡しを担い、真の志を繋げ、人々の生活と幸せに寄与するサービスを実践する」を品質方針に掲げ、システムの維持および継続的改善を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令や法人規定を厳守し、サービス提供を行います。 ○利用者が人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活が送れるように支援します。 ○利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供します。 ○利用者が安心してサービスが受けられるよう、リスクマネジメントを徹底します。 ○地域福祉サービスの拠点として、介護予防に貢献します。
職務内容	<p>管理者：指定訪問看護事業所の従業者の管理、および指定訪問看護の利用申し込みについての調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う</p> <p>看護師・准看護師：高齢者及び療養者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指す。</p> <p>リハビリスタッフ：理学療法士、看護師、准看護師 理学療法士等：理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させる訪問ものである。当事業所の理学療法士等が主治医の指示及び介護支援専門員の居宅サービス計画書に基づいてリハビリテーションを実施する場合、看護職員と理学療法士等が連携し、訪問看護計画を作成する。また、アセスメントを目的とした看護師による定期的な訪問を実施します。</p>
指定年月日	平成 29年 11月 1日

指定事業所番号	3561590062
---------	------------

3. 営業日

営業日	月, 火, 水, 木, 金曜日 (12月31日~1月3日を除く)
営業時間	平日 8:30~17:30
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間の緊急連絡対応ができる体制です。	

4. 事業の実施地域

実施地域	周南市、山口市、防府市（離島は除く）とする。 通常の事業は実施地域以外でのサービス提供は行わない。
------	--

5. 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
※職員の配置については、指定基準常勤換算2.5人以上を遵守しています。

職 種	員数	区 分				備 考
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			看護職員と兼務
看護師	5		1	4		
准看護師	0					
理学療法士	3			3		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を事業所における常勤職員の所定労働時間数（週38.75時間）で除した数です。標準的な勤務体制は、8:30~17:30です。ケアプランに基づいたサービスは9:00~17:00までのサービスを提供します。

6. 利用料

【介護保険をご利用の方で1割負担の方】

地域区分割合×単位

地域区分割合	標準地	1,000/1,000			
	サービス内容 /提供時間	20分未満 (条件あり)	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護費（単位）	訪問看護サービス	314	471	823	1,128
訪問看護費（単位）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1日2回までの場合		1日2回を超える場合	
		294		265	
訪問看護費（単位）	同一建物集中減算	上記単位の90/100で算定：条件あり			
衛生材料費等	オムツ等の衛生用品	実費相当額			

<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ		600
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅱ		574
<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する20人以上にサービスを提供する場合	基本単価の90/100	
<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する50人以上にサービスを提供する場合	基本単価の85/100	
<input type="checkbox"/>	特別管理加算1（1回 / 月）		500
<input type="checkbox"/>	特別管理加算2（1回 / 月）		250
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算（退院月：基本1回まで）		600
<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅰ（退院日）		350
<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅱ		300
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算（1時間30分以上）		300
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア加算		2,500
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 30分未満	254
		<input type="checkbox"/> 30分以上	402
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 30分未満	201
		<input type="checkbox"/> 30分以上	317
<input type="checkbox"/>	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）		+25/100
<input type="checkbox"/>	深夜（22：00～6：00）		+50/100
<input type="checkbox"/>	訪問看護介護連携強化加算（1回/月）		250
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	1月のご利用	要介護1から4まで	2961
		要介護5	3745
	准看護師による訪問があった場合	要介護1から4	2886
		要介護5	3686
備考			
※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する介護予防訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。			
※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合、に応じた負担金があります。			

【介護保険をご利用の方で2割負担の方】

地域区分割合	標準地	1,000/1,000			
	サービス内容 / 提供時間	20分未満 (条件あり)	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護費（単位）	訪問看護サービス	628	942	1,646	2,256
訪問看護費（単位）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1日2回までの場合		1日2回を超える場合	
		588		529	
訪問看護費（単位）	同一建物集中減算	上記単位の90/100で算定：条件あり			

指定訪問看護事業所 ハートブリッジ訪問看護ステーション

衛生材料費等	オムツ等の衛生用品	実費相当額			
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ	1,200			
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅱ	1,148			
<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する20人以上にサービスを提供する場合	基本単価の90/100			
<input type="checkbox"/>	集合住宅減算：同一の建物に居住する50人以上にサービスを提供する場合	基本単価の85/100			
<input type="checkbox"/>	特別管理加算1（1回 / 月）	1,000			
<input type="checkbox"/>	特別管理加算2（1回 / 月）	500			
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算（退院月：基本1回まで）	1,200			
<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅰ（退院日）	700			
<input type="checkbox"/>	初回加算Ⅱ	600			
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	600			
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア加算	5,000			
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅰ	<input type="checkbox"/>	30分未満	508	
		<input type="checkbox"/>	30分以上	804	
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	<input type="checkbox"/>	30分未満	402	
		<input type="checkbox"/>	30分以上	634	
<input type="checkbox"/>	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）	+25/100			
<input type="checkbox"/>	深夜（22：00～6：00）	+50/100			
<input type="checkbox"/>	訪問看護介護連携強化加算（1回/月）	500			
定期巡回・随時対応訪問看護看護事業所と連携する場合	1月のご利用	要介護1から4まで		5922	
		要介護5		7490	
	准看護師による訪問があった場合	要介護1から4まで		5772	
		要介護5		7372	
備考					
※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する介護予防訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。					
※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合、に応じた負担金があります。					

【介護保険をご利用の方で3割負担の方】

地域区分割合	標準地	1,000/1,000			
	サービス内容 / 提供時間	20分未満 (条件あり)	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護費（単位）	訪問看護サービス	942	1,413	2,469	3,384
訪問看護費（単位）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1日2回までの場合		1日2回を超える場合	
		882		794	

指定訪問看護事業所 ハートブリッジ訪問看護ステーション

訪問看護費（単位）	同一建物集中減算	上記単位の 90/100 で算定：条件あり			
衛生材料費等	オムツ等の衛生用品	実費相当額			
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ			1,800	
	緊急時訪問看護加算Ⅱ			1,722	
	集合住宅減算：同一の建物に居住する 20 人以上にサービスを提供する場合	基本単価の 90/100			
	集合住宅減算：同一の建物に居住する 50 人以上にサービスを提供する場合	基本単価の 85/100			
	特別管理加算 1（1 回 / 月）			1500	
	特別管理加算 2（1 回 / 月）			750	
	退院時共同指導加算（退院月：基本 1 回まで）			1,800	
	初回加算（退院日）			1,050	
	初回加算			900	
	長時間訪問看護加算（1 時間 30 分以上）			900	
	訪問看護ターミナルケア加算			7,500	
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 30分未満	762	
			<input type="checkbox"/> 30分以上	1,206	
	<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 30分未満	603	
			<input type="checkbox"/> 30分以上	951	
	<input type="checkbox"/>	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）			+25/100
<input type="checkbox"/>	深夜（22：00～6：00）			+50/100	
<input type="checkbox"/>	訪問看護介護連携強化加算（1 回/月）			750	
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	1 月のご利用	要介護 1 から 4 まで	8883		
		要介護 5	11235		
	准看護師による訪問があった場合	要介護 1 から 4 まで	8658		
		要介護 5	11058		
備考 ※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する介護予防訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。 ※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合、に応じた負担金があります。					

【健康保険をご利用の方】 ※ 下記の金額は利用者負担金が 1 割の場合です

サービス内容	訪問看護基本利用料（健康保険法に順ずる）	概ね 30 分～60 分（1 訪問につき）		
訪問看護サービス	<input type="checkbox"/> 訪問看護基本療養費（Ⅰ）：看護師 1 回目/日の訪問時 1～3 日まで：555 円 4～7 日まで：655 円	高齢者医療	国民保険	健康保険

<input type="checkbox"/>	訪問看護基本療養費（Ⅰ）：准看護師 1回目/日の訪問時 1～3日まで：505円 4～7日まで：605円	保険証に 準ずる 負担割合	3割	本人3割 家族3割
<input type="checkbox"/>	訪問看護基本療養費（Ⅰ）：理学療法士等 1回目/日の訪問時 1～3日まで：555円 4～7日まで：555円			
<input type="checkbox"/>	訪問看護基本療養費（Ⅱ）：看護師 1回/日の訪問時 1～3日まで：278円、4～7日まで：328円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
<input type="checkbox"/>	訪問看護基本療養費（Ⅱ）：准看護師 1回目/日の訪問時 1～3日まで：253円、4～7日まで：303円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
<input type="checkbox"/>	訪問看護基本療養費（Ⅱ）：理学療法士 1回目/日の訪問時 1～3日まで：278円、4～7日まで：278円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
<input type="checkbox"/>	訪問看護基本療養費（Ⅲ）：入院中の外泊対応 1泊2日以上の外泊中（90分まで）：850円			
<input type="checkbox"/>	訪問看護管理療養費（1回目/日の訪問時） 1日目のみ：744円、2日目以降：300円			

加算 (1割分)	<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算（月1回）	680円	
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅰ（月1回）	500円	
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅱ（月1回）	250円	
	<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算	月14日目まで265円（1日につき） 月15日目以降200円（1日につき）	
	<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	800円（退院月のみ2回まで）	
	<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	600円（退院日）	
	<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算	200円（退院日）	
	<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費	150円（1回/月を限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	300円（1回/月を限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円（2回/月を限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算	520円（3回/週までを限度とする）	
	<input type="checkbox"/>	難病等複数回訪問 看護加算	同一建物2人以内	<input type="checkbox"/> 1日2回目の訪問の場合 450円
	<input type="checkbox"/>		同一建物3人以上	<input type="checkbox"/> 1日3回目の訪問の場合 800円
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 1日2回目の訪問の場合 400円
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1日3回目の訪問の場合 720円			
<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）	210円	
<input type="checkbox"/>	深夜訪問看護加算	深夜（22：00～6：00）	420円	

<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費 1	2,500 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費 2	1,000 円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算	1 名以上の看護職員との同行訪問の場合 450 円 (1 回/週を限度とする)
		1 名以上の准看護師との同行訪問の場合 380 円 (1 回/週を限度とする)
		1 名以上のその他職員との同行訪問の場合 300 円 (3 回/週を限度とする)
		1 名以上のその他職員との同行訪問の場合 300 円 (1 回/日)
		1 名以上のその他職員との同行訪問の場合 600 円 (2 回/日)
	※その他職員：看護師または看護補助者	1 名以上のその他職員との同行訪問の場合 900 円 (3 回/日)
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算(1 回/月)	250 円
<input type="checkbox"/>	乳幼児加算・幼児加算	130 円 (1 日につき) 180 円 (別表 7、8、超重症児)

備考

※ご利用料については、健康保険法に基づいた保険割合が利用者負担金となります。
 ※ご利用料については、健康保険法に基づき、高額療養費制度の対象となります。
 ※加算については、ご利用された内容に該当した場合に保険割合に応じた負担金があります。
 ※訪問に係るサービス内容および対応時間は、主治医の指示のもと、ご利用者の身体状況を勘案したうえでサービスを計画作成し、ご利用者様の同意のうえ決定します。
 ※ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものが対象となります。
 ※在宅末期医療総合診療のご利用対象者様は、主治医の診断と治療方針に基づき、主治医とご利用者様・家族様との協議と同意のうえ、健康保険法に基づいた訪問看護療養費及び加算の全額相当分を主治医へ請求致します。
 ※退院当日に利用が終了した場合には、2回目以降の訪問につきましては保険対象外サービスでのご利用となります。

サービス内容	訪問看護基本利用料 (健康保険法に順ずる)	概ね 30 分~60 分 (1 訪問につき)		
訪問看護サービス	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費 (I) : 1 回目/日の訪問時、30 分以上 1~3 日まで : 555 円、4~7 日まで : 655 円	高齢者医療	国民保険	健康保険
	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費 (I) : 1 回目/日の訪問時、30 分未満 1~3 日まで : 425 円、4~7 日まで : 510 円	保険証に準ずる負担割合	3割	本人3割 家族3割
	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費 (I) : 准看護師 1 回目/日の訪問時、30 分以上 1~3 日まで : 505 円、4~7 日まで : 605 円			
	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費 (I) : 准看護師 1 回目/日の訪問時、30 分未満 1~3 日まで : 387 円、4~7 日まで : 472 円			
	<input type="checkbox"/> 精神科訪問看護基本療養費 (III) : 1 回/日の訪問時、30 分以上 1~3 日まで : 278 円、4 日以降 : 253 円 ※ 同一建物住居者-同一日 3 人以上			

	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：1回/日の訪問時、30分未満 1～3日まで：213円、4日以降：255円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：准看護師 1回/日の訪問時、30分以上 1～3日まで：253円、4日以降：303円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：准看護師 1回/日の訪問時、30分未満 1～3日まで：194円、4日以降：236円 ※ 同一建物住居者-同一日3人以上			
	<input type="checkbox"/>	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）：入院中の外泊対応 1泊2日以上の外泊中（90分まで）：850円			
	<input type="checkbox"/>	訪問看護管理療養費（1回目/日の訪問時） 1日目のみ：744円、2日目以降：300円			
加算 (1割分)	<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算（月1回）			680円
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算1（月1回）			500円
	<input type="checkbox"/>	特別管理加算2（月1回）			250円
	<input type="checkbox"/>	精神科緊急訪問看護加算			265円（1日につき）
	<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算			800円（退院月のみ2回まで）
	<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算			600円（退院日）
	<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算			200円（退院日）
	<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費			150円（1回/月を限度とする）
	<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算			300円（1回/月を限度とする）
	<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算			200円（2回/月を限度とする）
	<input type="checkbox"/>	長時間精神科訪問看護加算			520円（1回/週を限度とする） （別に厚生労働大臣が定める疾病は3回/週までを限度とする）
	<input type="checkbox"/>	精神科複数回訪問看護加算	<input type="checkbox"/>	1日2回目の訪問の場合（30分まで）	450円
	<input type="checkbox"/>		1日3回目の訪問の場合（30分まで）	800円	
	<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）		210円
	<input type="checkbox"/>	深夜訪問看護加算	深夜（22：00～6：00）		420円
	<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費1			2,500円
	<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費2			1,000円
	<input type="checkbox"/>	複数名精神科訪問看護加算	1名以上の看護師との同行訪問の場合 450円（1回/日）		
			1名以上の看護師との同行訪問の場合 900円（2回/日）		
	1名以上の看護師との同行訪問の場合 1450円（3回/日）				
	1名以上の准看護師との同行訪問の場合 380円（1回/日）				
		1名以上の准看護師との同行訪問の場合 760円（2回/日）			

		1名以上の准看護師との同行訪問の場合 1240円(3回/日)
		1名以上の看護補助者との同行訪問の場合 300円(1回/週)
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算(1回/月)	250円
<input type="checkbox"/>	乳幼児加算・幼児加算	130円(1日につき) 180円(別表7、8、超重症児)

備考

※ご利用料については、健康保険法に基づいた保険割合が利用者負担金となります。
 ※ご利用料については、健康保険法に基づき、高額療養費制度の対象となります。
 ※加算については、ご利用された内容に該当した場合に保険割合に応じた負担金があります。
 ※訪問に係るサービス内容および対応時間は、主治医の指示のもと、ご利用者の身体状況を勘案したうえでサービスを計画作成し、ご利用者様の同意のうえ決定します。
 ※ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものが対象となります。
 ※在宅末期医療総合診療のご利用対象者様は、主治医の診断と治療方針に基づき、主治医とご利用者様・家族様との協議と同意のうえ、健康保険法に基づいた訪問看護療養費及び加算の全額相当分を主治医へ請求致します。
 ※退院当日に利用が終了した場合には、2回目以降の訪問につきましては保険対象外サービスでのご利用となります。

【介護保険および健康保険対象外となるサービスをご利用の場合】全額実費負担(単位:円)

対象となるサービス	サービス対応時間	利用料
①医療行為を必要とする利用者の見守り とご支援 ◆ターミナル期 (1日4回目からの訪問) ◆静脈注射・経管栄養剤の施行 (1日4回目からの訪問を含む) ◆対症療法を必要とする方 (主治医の指示に基づく医療行為) ◆外泊中の訪問看護(※要予約)	8:00~17:30	30分につき4,800円
	夜間(18:00~22:00)	30分につき5,900円
	早朝(6:00~8:00)	
	深夜(22:00~6:00)	30分につき7,200円
②外出時の付き添い(※要予約)	9:30~16:00	30分につき5,000円
③死後の処置料	死亡後	15,000円
④その他 ◆(保険対象外の緊急時対応、 検死立会い等)	8:30~17:00	30分につき4,800円
	夜間(18:00~22:00)	30分につき5,900円
	早朝(6:00~8:00)	
	深夜(22:00~6:00)	30分につき7,200円

備考

※サービスのご利用の際は、主治医の指示書が必要となります。
 ※サービスのご利用は、当事業所とご契約されたご利用者に限らせていただきます。
 ※①のサービスは、内訳に記載された状況に該当すると主治医及び当事業所が判断された場合にのみ、サービスの利用が可能となります。
 ※保険対象外サービスをご利用の場合、利用料は高額療養費の対象外となります。
 ※②③のサービスに係る利用者様等の場所の移動に際し、当事業所の車輜は職員のみでの使用とし、同乗は認めないこととします。

7. 苦情の受付について

事業所の相談または苦情対応窓口	ハートブリッジ訪問看護ステーション 代表取締役 永島浩太郎 担当 管理者 三原 清司 Tel 0835-28-1227 Fax0835-28-1144 営業時間 8:30～17:30（日、営業時間外を除く） 営業時間外についても24時間体制で携帯電話等により対応します。
その他	山口市役所 介護保険課 Tel 083-934-2805（管理担当） Fax 083-934-2669 〒753-0089 山口県山口市亀山町2-1 営業時間 8:30～17:15（土、日、祝、年末年始除く） 防府市役所 高齢福祉課 Tel : 0835-25-2979（高齢福祉課） Fax : 0835-27-0098 〒747-0809 山口県防府市寿町7番1号 営業時間 8:30～17:15（土、日、祝、年末年始除く） 山口県 国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談専用 Tel 083-995-1010 Fax083-934-3665 〒753-8520 山口市朝田1980番地7 営業時間 9:00～17:00（土、日、祝、年末年始除く）

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

ご利用者が、安心して指定訪問看護サービスを受けられるよう、ご利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に関催するなどの措置を講じています。

①感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをしています。

②災害発生時の業務継続のための措置

災害発生時の業務継続に関する取り組みを求める観点から指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをしています。

個人情報の使用に関する同意書

私は（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

（１）（介護予防）訪問看護サービスの提供を受けるに当たって、担当職員と地域包括支援センター及び（介護予防）居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

（２）上記（１）ほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合

（３）現に（介護予防）訪問看護サービスの提供を受けている場合で、私（及び私の家族）が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合

2 個人情報を提供する事業所

（１）（介護予防）サービス提供計画に掲載されている地域包括支援センター及び（介護予防）居宅サービス事業者

（２）受託した居宅介護支援事業所

（３）病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

（１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

（２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

以上

令和 年 月 日

株式会社エルクラフト
ハートブリッジ訪問看護ステーション
代表者氏名 代表取締役 永島浩太郎 印

管理者氏名 看護師 三原 清司 印

説明者氏名 _____ 印

(利用者様)
住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

電話番号 _____

(代筆者様)
住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

電話番号 _____

(利用者様のご家族又は代表者様)
住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

電話番号 _____

(介護予防) 緊急時訪問看護同意書 24時間対応体制同意書

ハートブリッジ訪問看護ステーション

管理者 三原 清司 様

_____ (以下「契約者」という) は、ハートブリッジ訪問看護ステーション (以下「事業者」という) から _____ (以下「利用者」という) に提供される、緊急時訪問看護と介護予防緊急時訪問看護または24時間対応体制 について、事業所から説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏名 _____

印

住所 _____

(契約者)

氏名 _____

印

住所 _____

(続柄: _____)

